

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充）

（国土交通省）

制 度 名	持株会社の設立による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設		
税 目	登録免許税及び法人税		
要 望 の 内 容	<p>1. 登録免許税の非課税措置の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関空会社（関西国際空港の運営を行う株式会社）、伊丹会社（大阪国際空港の運営を行う株式会社）及び両会社の持株会社の設立登記に係る登録免許税の非課税措置を創設する。</li> <li>・ 関空会社、伊丹会社及び持株会社の設立の際の資産の承継等に係る登記又は登録に係る登録免許税の非課税措置を創設する。</li> </ul> <p>2. 持株会社・関空会社における準備金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持株会社及び関空会社において、関西国際空港の整備に備えるための整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより法人税の課税を猶予する制度を創設する。</li> </ul>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての再生並びに関西国際空港及び大阪国際空港の一層の活用により、近畿圏の航空需要を拡大し、我が国の成長に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>1. 登録免許税の非課税措置の新設</p> <p>関空会社、伊丹会社及び持株会社は、関西国際空港と大阪国際空港の整備・運営という公共性の高い事業を行うために設立されるものであることから、その確実で円滑な設立のため、会社設立及び会社設立に伴う資産の承継等に係る登録免許税の非課税措置が必要である。</p> <p>なお、他の特殊会社においても同様の特例措置が講じられている。</p> <p>2. 持株会社・関空会社における準備金制度</p> <p>関西国際空港の適切な業務運営、及びLCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等関西国際空港の国際競争力強化策の円滑な実施を図るためには、持株会社及び関空会社の財務体質の健全化を図ることが必要であることから、持株会社及び関空会社において整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予することが必要である。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>－ 百万円 （ － 百万円）</p>

今回の要望に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

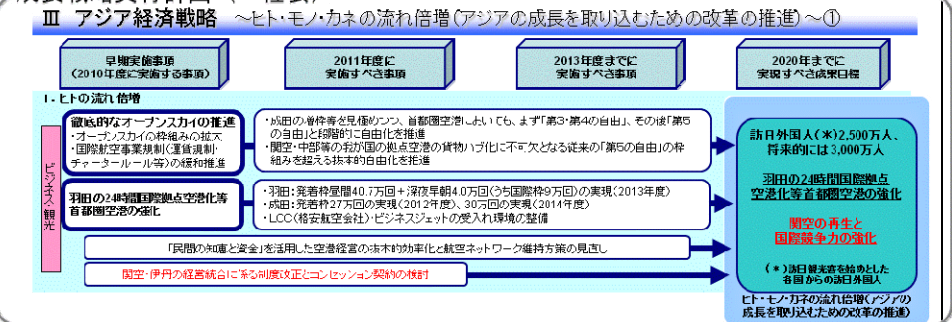
○国土交通省成長戦略会議航空分野報告書（平成22年5月17日）（抜粋）

関空について、抜本的にバランスシートを改善し、事業運営の徹底的な効率化を実現することで、貨物ハブ化、LCCの拠点化に向けた前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を可能ならしめ、首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生する。

具体的には、関空の事業価値に加え、伊丹(大阪国際空港)の事業価値や不動産価値も含めてフル活用することとし、持株会社の設立といった方式により両空港の経営統合を先行させつつ、両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソースする手法を基本に、価値最大化に向けた民間の経営提案を募集・検討していく。

○新成長戦略（平成22年6月22日閣議決定）

成長戦略実行計画（工程表）



○政策評価体系における本要望の位置付け

政策目標 6 「国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化」

施策目標 25 「航空交通ネットワークを強化する」に包含

政策の達成目標

持株会社方式による関空会社及び伊丹会社の経営統合を実現するとともに、財務体質の改善を通じた関西国際空港の国際競争力強化に向けた機能強化等を行う。

租税特別措置の適用又は延長期間

- ・ 会社設立の登記に係る登録免許税の非課税措置
- ・ 資産の承継等に係る登記及び登録に係る登録免許税の非課税措置  
→当該承継等に必要期間
- ・ 持株会社及び関空会社における準備金制度  
→関西国際空港の土地の取得に充てるために要した借入金等の債務の返済が終了するまでの間

同上の期間中の達成目標

持株会社方式による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合を実現するとともに、財務体質の改善を通じた関西国際空港の国際競争力強化に向けた機能強化等を行う。

政策目標の達成状況

登録免許税の非課税措置の創設により、持株会社方式による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合のプロセスの円滑な実施が図られる。

持株会社・関空会社における準備金制度により、空港用地造成費用を累積限度額とし、整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における

		法人税の課税を猶予し、会社の財務体質の健全化を通じて、LCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施することが可能となる。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込みについては、現在検討している経営統合スキームの詳細が確定し次第、早急に推計することとしたい。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	登録免許税の非課税措置の創設により、持株会社方式による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合のプロセスの円滑な実施が図られる。 持株会社・関空会社における準備金制度により、空港用地造成費用を累積限度額とし、整備準備金として積み立てた金額の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予し、会社の財務体質の健全化を通じて、LCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、以下の特例措置を要望中。 ・不動産取得税の非課税措置 ・自動車取得税の非課税措置 ・固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置 ・特別土地保有税の非課税措置 ・法人事業税（外形標準課税（資本割））の軽減措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本措置は、新成長戦略及び国土交通省成長戦略会議報告を受けて実施する持株会社方式による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合について、円滑な経営統合の実現、国際競争力強化を図るための措置であり、既存の措置との重複はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	登録免許税の非課税措置は、経営統合のための資産の承継等のコストを軽減するものであることから、経営統合の確実かつ円滑な実施を図る上で妥当な措置である。 空港用地造成費用を累積限度額として積立てた準備金の損金算入を認めることにより、持株会社及び関空会社における法人税の課税を猶予し、会社の財務体質の健全化を通じて整備の推進を図るものであることから、今後のLCC専用ターミナルの整備、貨物ハブ強化等の国際競争力の強化策を円滑に実施する上で妥当な措置である。
このこれまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	※現在の関西国際空港株式会社に係るもの  ○関西国際空港整備準備金 : 0件（ 0百万円）
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○関西国際空港整備準備金の累積限度額の拡充（平成8年）          関西国際空港株式会社の行う事業が、国際空港の整備運営を実施するという公共性の高い事業であることに鑑み、税制面から支援することにより、関西国際空港株式会社の財務体質の健全化を図り、関西国際空港の整備を推進し、もって、我が国における国際航空交通の発展に資する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>関西国際空港整備準備金については、関西国際空港株式会社が海上空港建設に要した事業費に起因する巨額の有利子負債を抱えて、売上高に対する利払いが過大で会社経営を圧迫しており、累積損失が解消できていないため、準備金の積立実績はない。累積損失の解消後、準備金を積み立てていくこととなる見込みである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和59年度改正 会社設立に係る登記に伴う登録免許税の非課税措置の創設          関西国際空港整備準備金の創設          平成8年度改正 関西国際空港整備準備金の累積限度額の拡充</p>